

2015(平成 27)年 12 月 21 日

広陵町長 山村吉由 様

日本共産党広陵町議員団
八尾 春雄
山田 美津代

町行政における法令遵守の徹底に関する申し入れ

前略

広陵西保育園及び広陵北保育園の園舎増築に関して、法令に基づいた手続きがなされず住民からも厳しい批判意見が出ていることは既にご存知の通りです。

去る平成 27 年 11 月 17 日に、議会議長宛に「広陵西保育園及び広陵北保育園の園舎増築に係る報告書」が提出され、議長は全議員にこれを開示しました。この文書の性格を先の平成 27 年 12 月議会一般質問で問うたところ「議長からの広陵西保育園及び広陵北保育園無届建築問題についての調査検討会議結果報告を受けて提出したもの」との答弁がありました。

今回の事案については、保育園入園希望者数が町の予想を超えるものとなり、見通しが甘かったことは勿論のこと、一般的に言っても、緊急避難として採った方針であれば、一定期間を経れば通常の手続きを行わなければならないのにこれを怠ったことが重大な問題です。住民には「法律で定められている」と説明して執行している差し押さえなどを挙げるまでもなく、当事者たる町が法律を破ったということになればもはや事態の収束は極めて困難になることは言うまでもありません。

しかしながら、貴職は議会答弁・町政説明会・議員間のやり取り等の中で、事実を認め謝罪し再発防止に取り組みました。こうした流れで去る平成 27 年 11 月 17 日付の文書が作成されたものと理解していますが、残念ながら平成 27 年度施政方針にはこの事案を明らかにすることをしていません。

また、議会の側でも、特別委員会を設置して調査した百済の倉庫解体問題とは取り組み方が異なっております。先日 12 名の議員連名で意見が提出されたと聞き及んでいますが、日本共産党議員団は、今回の 12 月議会に意見書案(あるいは決議案)として提案があり議会の議決を経て提出するのがよいと主張していたものですが、結局提案自体がなされず、任意の文書による意見表明となっております。

通常、議会に議案として提案があれば採決しますが、その前提は法令による手続きが完璧になされるであろうという前提で採決に臨むこととなりますので、採決後に法令による手続きがなされていないことが明らかになることを私たちは予想しておりません。二元代表制を担う一方の側にとっては貴職の果たす役割が極めて大きいと言わなければなりません。

さらに、監査委員による監査報告書においてもこの事案が盛り込まれていないというのも事実です。

これらの事から、貴職においても議会においてもこの事案について今後どのように展開していくかは未知数ですが、少なくとも12名の連名で提出された意見についても十分に留意しながら、貴職は既に表明された方針に基づいて法令順守の原則を断固としても貫かれ、事態の收拾を図ると同時に、今回の事案を契機として役場の業務全体について法令順守の観点が貫かれているのかどうか点検する(しあう)組織風土や新たな体制づくり(例:法令順守課 民間企業では内部監査室が設置されている場合もあります)が求められているのではないのでしょうか。その際、職員の労働環境についても法令順守が前提です。

全職員が地方公務員のあり方として、憲法で定められた全体の奉仕者として常に住民に寄り添い住民のおかれている客観的な状態を理解しながら、生き生きと働き住みよい安心して暮らせる広陵町の実現に全力を尽くしていただくように希望します。

以 上